

郡山市国民健康保険の居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領

平成15年11月1日制定
令和6年12月2日一部改正
〔市民部国民健康保険課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、国民健康保険の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者（以下「居所不明被保険者」という。）の資格の喪失を確認する際の取り扱いについて必要な事項を定め、もって国民健康保険事業の適正な運営を図る観点から、次のとおり定めるものである。

(居所不明被保険者の定義)

第2条 居所不明被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 被保険者資格確認書類、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の納税通知書及び督促状等の返戻状況から住所地に居住していない疑いのある被保険者
- 二 親族、同居人又は家主等から居所不明の申出があった被保険者
- 三 訪問時の常時不在、その他の状況から住所地に居住していない疑いのある被保険者

(調査台帳等の作成)

第3条 居所不明被保険者の調査については、居所不明被保険者調査台帳・居所不明被保険者調査結果表(様式第1号。以下「調査台帳」という。)を作成するとともに、居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿(様式第2号)に必要事項を記載するものとする。

(不現住の認定)

第4条 被保険者が転出若しくは転居しているか、又は届出地に居住していないこと（以下「不現住」という。）の認定は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の趣旨に沿って、必ず吏員により調査を行うものとし、現地調査その他の資料から不現住の事実が明らかになった者は、これを不現住国民健康保険被保険者(以下「不現住被保険者」という。)と認定する。

2 前項の不現住被保険者を不現住と確定する日は、転出している事実が確認できる者については、転出の事実が確認できる日、転居についての明確な資料及び証言はないが、客観的にみて居住していない事実が判断できる者については、実態調査及び一定期間を経た再調査又は文書確認等により不現住を確認した日のうち、国民健康保険課長が妥当と認める日とする。

(住民票の職権消除依頼)

第5条 不現住被保険者と認定された者については、調査台帳の写しを付して市民課へ住民票の職権消除依頼を行うものとする。

(不現住被保険者の資格喪失処理)

第6条 不現住被保険者の住民票が消除されたときは、当該被保険者の国民健康保険資格の喪失処理を行うものとする。

2 前項の資格の喪失処理に基づく不現住被保険者の資格喪失日は、住民票の消除の年月日とし、当該日を管理簿に記載するとともに、資格喪失以後の国民健康保険税に係る調定の取消しを行うものとする。

(関係書類の保管)

第7条 職権により資格の喪失処理をした場合は、関係書類を整理、保管し、必要に応じ抽出が可能となるように管理する。

この場合、関係書類の保管期限は5年とする。

(その他)

第8条 被保険者資格の確認は、国民健康保険制度の運営の基本となる重要な事務であることから、職権による資格の喪失処理をする際は、合議制により調査内容を十分検討し、住所認定に関しては市民課と連絡調整するなど、手順を経て慎重に取り扱うものとする。

なお、この要領に定めるもののほか、居所不明者に係る資格喪失確認の事務処理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この事務処理要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この事務処理要領は、令和6年12月2日から施行する。